

Lesson

お菓子・パンの食品表示について

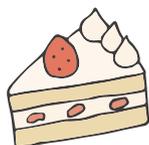
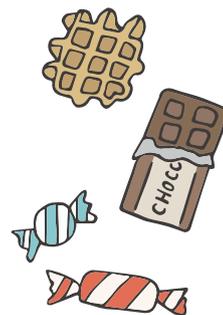
お菓子やパンは食品表示基準において「加工食品」に分類されます。表示義務がある項目は以下の通りです。

1	名称	和生菓子
2	原材料名	さつま芋(〇〇産)、小麦粉、砂糖、卵、いんげん豆、バター、生クリーム、練乳、塩、/トレハロース、膨張剤、香料、(一部に卵・乳・小麦を含む)
3	内容量	1個
4	賞味期限	枠外右上部に記載
5	保存方法	直射日光を避け、常温で保存
6	製造者	有限会社 ○○○○ ▲▲県××市□□0000-0

7 栄養成分表示(1個当たり)

エネルギー	123 kcal
タンパク質	1.7 g
脂質	1.8 g
炭水化物	25.0 g
食塩相当量	0.11 g

この表示値は、目安です。



①名称	お菓子・パンを分類する一般的な名称
②原材料名	原材料、添加物、原料原産地情報、アレルギー情報
③内容量	どれくらい入っているかの量を明記
④消費期限 賞味期限	消費期限: 「安全に食べることができる期限」のこと。品質が急速に劣化する食品に表示されます。 例)生クリームを使用したケーキ、生菓子類。 賞味期限: 「美味しく食べられる期限」のこと。期限が3ヶ月を超える場合は年月のみの表示も可能です。*2024年4月15日の場合、2024年4月となります。
⑤保存方法	賞味期限・消費期限までの保存方法
⑥製造者(販売者)	商品の表示に責任を持つ業者の氏名または名称(製造者と製造所の所在地が同一の場合は製造所の記載は省略してもよいが、その際は製造者の名称と住所は必須)
製造所	最終的に食品の衛生状態を変化させた場所(製造者と製造所の所在地が異なる場合などは、製造者欄に近接した箇所に「製造所」等の事項名を使用して製造所の住所を記載しましょう。販売者のみの記載はNG。製造所または製造者を必ず住所まで記載しましょう。)
⑦栄養成分	どの栄養成分がどれくらい含まれているかを数値で示します。

表示Q&A

Q ラベルシールの文字サイズは決まりがある？

食品表示ラベルは、消費者に見やすく、分かりやすい表示が必須です。**基本的に文字サイズは8pt(ポイント)以上**。表示面積が裏表合わせて150cm²以下(およそハガキサイズ)の場合は5.5ptでも可とされています。

Q 表示ラベル、手書きはできない？

手書きは誤字や表記漏れが生じる可能性があり、食品事故につながる恐れがあるため手書きで作成することはできません。

Q 食品表示しなくていい場合はあるの？

義務表示の特例として、以下の場合は食品表示を省略できます。

- 容器包装に入れずに消費者に販売する場合 
- 設備を設けて飲食をさせる施設で、食品を提供する場合 